

今後の JIS マーク制度の運用について
(品目指定の考え方・制度運用面の見直し)

平成14年4月15日

日本工業標準調査会適合性評価部会

JIS マーク制度専門委員会

目次

はじめに	1
第1章 JIS マークの品目・種目の指定・指定継続及び取消しの基準について ...	3
1 . JIS マーク制度の意義	3
2 . その他の表示制度、任意のマーク制度等との違い	3
3 . 指定・指定継続及び取消しの基準検討にあたっての基本的スタンス...	4
4 . JIS マークの利用状況を踏まえた見直し	4
5 . 指定・指定継続の基準	5
6 . 指定基準毎の品目・種目の具体例及び留意事項	8
第2章 JIS マーク品目及び非指定品目の情報発信機能の充実策等	11
1 . JIS マーク品目の情報発信機能の充実	11
2 . 非指定品目の適合性評価及び情報発信機能の充実策	11
3 . 消費者政策特別委員会からの提言への対応	12
第3章 JIS マーク表示認定に係る審査等の合理化について	15
1 . 現状及び必要性	15
2 . 合理化のための方策	15
おわりに	17

はじめに

JIS マーク制度は、主務大臣が、その時々を経済上、技術上の見地から特に必要と認めて日本工業標準調査会の議決を経て品目を指定した時に、当該品目の製造事業者は、主務大臣若しくはその指定する者（指定認定機関等）の認定を受けて、その製造する当該工業品が JIS に該当するものであることを示す省令で定める特別の表示である JIS マークを表示できる、とする制度である。

JIS マーク制度は、欧州のカイトマーク制度や、NF マーク制度などと同様に、工業品に関する国家規格への該当性を示すマーク制度であり、我が国の工業製品の品質向上、生産合理化、消費者利益の増進等に貢献してきたが、一方で、制度創設以来50年の節目を経て、近年の生産管理・品質管理技術等製造技術の進歩や、消費者を含む需要者のニーズなどを一層反映した制度に改めるべく、JIS マーク制度の意義に立ち返って、品目指定のあり方や、制度実施面の改善策などについて、抜本的な検討を行うことが必要となってきた。

このような背景の下に、「21世紀における標準化課題検討特別委員会報告（平成12年5月29日）」を受け、認定・認証部会において「我が国における適合性評価制度に関する今後の基本的方向」（平成12年11月28日）が取りまとめられた。この中で、JIS マーク表示認定制度の今後のあり方が提言されており、これらを具体化するための方策等について検討を行うために、再編後の日本工業標準調査会適合性評価部会の下に JIS マーク制度専門委員会を設置し、JIS マーク制度の実施の改善について、品目指定の考え方、品目指定及び取消し、目的付記マークの活用策などについて検討を重ね、その結果を取りまとめたのが本報告書である。

折しも、当専門委員会の開催期間中に、公益法人改革の一環として、法律上公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業のあり方の見直しが行われ、3月29日に、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定された。その中で、JIS マーク制度に関しては「平成17年度までに登録機関による実施へ移行すると共に、JIS マーク対象品目の削除を行うこと。」等が明記された。当委員会の報告書が、この実施計画に明記された「JIS マーク対象品目の削除」に向けた取組の基礎として活用されることが期待されることである。このため、本報告書に盛り込まれた品目指定の考え方（基準）を、現在の指定品目（種目）に当てはめて、基準への該当・非該当などを事務局が評価し、その上で指定取消しの候補となった品目については、当委員会及び適合性評価部会の了承を得た上で、当該 JIS 認定事業者等利害関係者の意見も聞きつつ、改めて、適合性評価部会に指定取消しの手続きを図ることが必要である。なお、右事務局の評価結果（案）については「審議・検討に関する情報」であって、現時点で開示すると、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある、又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがある」ことから、部会における指定取消しの手続きにかけるまでの間は、「非公開」扱いとすることが適当である。

第1章 JIS マークの品目・種目の指定・指定継続及び取消しの基準等について

1. JIS マーク制度の意義

- (1) 企業における標準化の実施の確保、技術的生産条件の改善と科学的な品質管理の促進を図ることは、工業標準化法の重要な目的の一つである。これらの促進は、工業標準化法に基づく品目・種目の指定、製造業者等からの申請に基づく表示認定、認定に際しての品質管理を主とする工場等審査制度、品質管理における企業努力などによって達成・維持されるものであり、JIS マーク制度の重要な意義の一つである。
- (2) また、所定の工業標準に合致した品質の商品が公正に取引されることを促すことも、工業標準化法の重要な目的である。JIS マーク制度は、その製品の品質特性を工業標準によって具体的に定義し、かつ生産者の責任において保証しているものであり、この表示により、購買者はその製品の品質特性に関する知識を客観的に伝達され、その製品の有用性に対する確信をもって製品を取得することが出来ることになる。即ち、JIS マーク制度の適正な運用によって、取引の公正化が実現されることになり、このことも JIS マーク制度の重要な意義である。

2. その他の表示制度、任意のマーク制度等との違い

- (1) 我々が商品を買うとき、大抵の場合、メーカーの名前や商標によって、品質の優劣や違いを大体判断することが多いが、品質についての肝心な具体的事項、例えば、性能、耐久度、安全度などは、外観を調べただけでは分からないのが通常である。
- (2) このような問題に 대응するための制度として、任意若しくは法定の品質情報等の表示制度がある。これらの制度は、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが困難な場合に、成分、性能、用途、その他の品質に関し表示すべき事項を定めた上で、生産者等の責任において表示することを促すものであり、本来、表示された品質情報の評価は、個々の消費者に委ねられている上、品質情報の適切性について第三者が認証したものでもない。
- (3) これに対し、JIS マーク制度は、品質に係る基準値を JIS で具体的に規定しておいて、当該規格に該当する商品を安定的・継続的に生産できることを国又は国が指定する第三者が工場毎に認証することを基本とした証票制度であり、消費者等購入者は、製品の品質特性等の有用性に対する確信をもって製品を取得することが出来る点が、その他の表示制度等との違いである。
- (4) なお、JIS マークと同様の任意のマーク制度としては、国内外において、エコラベルの認証制度や、英国規格協会（BSI）によるカイトマーク制度などの例がある。これらの制度においては、一定の基準を定めた上で（前者の場合は、「製品環境基準」等、後者の場合には、英国国家規格（BS）等）、いわゆる第三者認証を行って

いるが、規格不適合があった場合の事後措置等の点で、JIS マーク制度（注１）とは異なっている。

（注１）JIS マーク制度の場合には、定期的な「試買検査」の実施に加えて、規格が改正された場合等に定期的実施される「公示検査」、「表示についての申出」等を受けて実施される「立入検査」などの検査が実施される。また、検査の結果、規格に該当しないことが明らかになった場合等には、「聴聞」等の手続きを経た上で、「表示の除去・抹消」、「販売の停止」、又は「認定の取消し」が可能。また、マークの信頼を確保するために、「認定事業者以外の者が JIS マークを表示し、又はこれと紛らわしい表示をすること」を罰則担保で禁止している。なお、英国商標法では、団体等が商品の品質等を保証する目的で付す「証票」については「商標登録」を義務づけているため、カイトマークについても、「商標登録」がなされており、不正使用等は商標法に基づき禁止されている。

3 . 指定・指定継続及び取消しの基準検討にあたっての基本的スタンス

JIS マーク制度には、上記の通り、技術的生産条件の改善と科学的な品質管理の促進、購買者への製品の品質特性に関する知識の客観的な伝達、の二つの意義がある。他方で、JIS マーク制度においては、マークの信頼確保の観点から、JIS マーク制度の対象である指定品目・種目に関しては、主務大臣又は主務大臣が指定する者の認定を受けた事業者のみにマーク表示を付すことを認めることで、事業者による自己適合宣言を罰則担保で禁止している上に、主務大臣又は主務大臣が指定する第三者による認証制度、検査制度等の制度を維持していることから、一定の、行政コストや機会コストが生じていることに留意する必要がある。

従って、指定・指定継続及び取消し基準の検討にあたっては、定量的な評価は困難だが、品目・種目毎に、このようなコストを上回る便益が認められるか否か、という観点で、精査することを基本的スタンスとすべきであろう。このことは、平成12年11月に取りまとめられた認定・認証部会報告においても、「本制度が、国が運営する制度であること、規制緩和の流れ等を勘案すると、対象品目について、従来にも増して厳格に考え、不適切なものは指定の解除を行う必要がある。」旨強調されているところである。

4 . JIS マークの利用状況を踏まえた見直し

(1) JIS マーク制度に期待される上記の二つの意義のうち、「技術的生産条件の改善と科学的な品質管理の促進」は、主として JIS 認定工場にとって認識される意義であるのに対して、「購買者への製品の品質特性に関する知識の客観的な伝達」については、一般消費者等の購入者にとってより強く認識される意義である。JIS マークの表示制度の活用状況を調べるために実施した今回のアンケート調査では、個々の指定品目・種目毎に、認定工場、ユーザー及び消費者から、当該品目・種目の指定存続の必要性の有無を聞いているが、これらの全ての当事者が、指定存続を必要と見なし

ていないものについては、当該品目・種目が既に、JIS マーク制度に本来期待されている二つの意義をいずれも有していないことを意味しているものと考えられることから、もはや指定品目・種目としての役割を終えたとの判断の下に、指定の取消しを行うことが適当ではないか。

具体的取消し基準：

今回のアンケート調査によって、JIS マークの存続が必要とした者が、JIS 工場、ユーザー及び消費者のいずれにおいても50%未満である品目・種目。

- (2) 上記に拘わらず (JIS マークの存続を必要とする声大きい場合であっても) 認定工場数が当該製品を製造する全工場数との対比において、少数に留まっている等限定的である場合であって、かつ、当該認定工場における JIS マーク表示率が低い場合にあっては、当該品目・種目の指定を継続することにより得られるであろう便益が、指定を継続するための行政コストや機会コストに比べて限定的であると認めざるを得ないことから、当該品目・種目については、指定の取消しを行うことが適当ではないか。

具体的取消し基準：

原則として認定工場数が3工場以下であって、かつ、JIS マーク表示率が (回答のあった認定工場中) 最も高い工場でも50%未満の品目・種目。また、認定工場数が3を超えている場合であっても、全工場数との対比において少数に留まっており、かつ、JIS マーク表示率が全て0%の品目・種目については、廃止対象とすべきではないか。ただし、認定工場数が3工場以下であっても、そもそも当該品目・種目を製造 (加工) する工場数が少ない場合はこの限りではない。

5 . 指定・指定継続の基準

- (1) 工業標準化法では、「主務大臣が特に必要があると認めて日本工業標準調査会の議決を経て鉱工業品の指定若しくは指定を取り消すことができる。」旨規定されている。この「特に必要があると認めて」とあるのは、その時々を経済上、技術上の見地から主務大臣が決定することとされているが、指定に関しては、「重要原材料等でその品質如何がその製品に特に重要な影響を与えるもの、あるいは消費物品等で品質不良のため一般消費者が非常な迷惑を被っているもの等が考えられる。」(工業標準化法の解説) ところである。現在は、特定の政策目標の遂行、一般消費者及び中小企業対策、その他取引の合理化・公正化等にプライオリティを置いて、品目及び種目の指定を行うこととしている。
- (2) 指定の基準を考える上で、上記2で述べた通り、本制度が、罰則で担保された措置等が用意された、国が運営する制度であることに留意する必要がある。その意味で、

指定品目・種目の対象は、真に国又は国が指定する第三者の認証を必要とする品目・種目に限定することが必要であり、このような観点からは、第七次工業標準化長期計画や JIS マーク制度特別委員会報告において取りまとめられた基本的考え方である「品目指定については、『商品等の購入に際して規格に適合しているかどうかの判断が行い難いもので、かつ、規格不適合があった場合に使用・消費者又は公共に対して与える影響が大きいもの(注2)』(以下、**指定基準**)であって、かつ、『規格に適合しているかどうか認証することが、社会的、経済的に重要な意味を持つもの』(以下、**指定基準**)という視点に重点化すべき。」という考え方を基本とすることが適当である。この内、後者(指定基準)については、「ゼロベース見直し」(97年から99年)において、以下の a.~e.の基準が指定・指定継続の基準として定めた経緯があるが、これらについて、規制緩和の流れ等も勘案しつつ、現在の経済上、技術上の見地から、一層厳格に再評価する必要がある。

- a. 公共性が高いもの(公共的に利用されるもの)
- b. 中小企業性が高いもの(中小企業性の高い品目・種目で、供給者の信用力、品質確保能力の観点から要請があるもの。)
- c. 消費者・中小企業者等の購入者の評価を容易にするもの(JIS マークの存在が受け入れ検査の簡素化等取引の合理化につながるもの。安全性・衛生性の確保等に資するもので、強制法規で規制する必要のないもの。)
- d. 輸入促進に資するもの
- e. 時代の要請にあった政策目的の普及に資するもの(高齢者福祉対応、リサイクル、環境保全、消費者保護等)

(注2) 不適合があった場合の使用者・消費者又は公共への影響の程度は、不適合が原因で製品事故が発生する蓋然性、製品事故が発生した場合の影響の範囲、又は当該製品の価格、耐用年数等の観点から相対的に判断する。

- (3) 先ず、d.の輸入促進効果については、近年の製品輸入比率の向上や市場アクセスの改善を踏まえ、政策遂行上の役割は薄れたとの認識の下に、今回の指定基準からは落とすことが適当ではないか。その上で、JIS マーク制度特別委員会報告に盛り込まれた、「製造業における品質管理技術水準、生産技術の高度化等の状況変化を踏まえ、原材料、中間製品等を含む生産財が企業間の個別契約に基づき取引される『契約型商品』(通常、資本財として整理されるもの)については、JIS マークの役割は薄らいできているのではないか。他方、流通機構を通じて不特定多数の企業や個人が使用・消費する『市場型商品』(通常、消費財として整理されるもの)にあっては、JIS マークの役割は依然として重要。」という考え方等を踏まえて、指定商品等を『契約型商品』と『市場型商品』の二つの類型に分けた上で、残りの指定・指定継続の基準を精査することとする。
- (4) 具体的には、『契約型商品』については、本来、品質特性の評価(受入れ検査等)は、企業間の相対取引の過程で行われるべきものであること、また、近年の製造業にお

ける品質管理技術水準の向上等の実態を踏まえると（注3）c.の購入者の評価を容易にする、という基準については、役割が薄らいできていると考えるべきであり、購入者が中小企業事業者の場合に限定することが適当ではないか。従って、契約型商品についての指定基準の内容としては、基準 a.の考え方を踏襲しつつより厳格化して、「当該 JIS マークに関して、強制法規や公共調達における適合性評価の機能の代替効果が認められるもの」（指定基準 - ） 基準 b.の考え方を踏襲して、「当該 JIS マークに関して、供給者たる中小企業事業者の品質レベルの向上、取引の公正化の効果が認められるもの」（指定基準 - ） 基準 c.の考え方を踏襲しつつより厳格化し、「購入者たる中小企業事業者の評価を容易化する機能が期待されるもの」（指定基準 - ） 又は 基準 e.の考え方を踏襲して、「環境配慮、高齢者・障害者配慮等の社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行上、使用・消費の合理化を図ることが必要なもの」（指定基準 - ）に限定することが適当ではないか。

（注3）アンケート調査結果によると、非鉄金属、繊維、パルプ及び紙部門を除く部門では ISO9000 の審査登録を既に受けている、又は準備中の工場の割合が50%を上回っており、特に、鉄鋼、電気、化学、一般機械部門では70～80%と極めて高い比率を示している。

(5) また、『市場型商品』については、JIS マーク制度本来の主旨が、製品の品質特性に関する情報を正確に伝えることを通じた「取引の公正化」にあることから、「購入者が必要」と見なしていない場合に、供給者が中小企業事業者であることのみを理由として JIS マークの対象とするのは、JIS マーク制度本来の趣旨を超えていると考えられることから、今回の基準の見直しに当たっては、b.の中小企業性を落とすことが適当ではないか。また、a.の公共性の高いものは、そもそも市場型商品との関連性が薄いことに留意が必要。以上の理由により、市場型商品についての指定基準の内容としては、基準 c.を踏襲しつつより厳格化し、「当該 JIS マークに、消費者による評価を容易化する機能が期待されるもの」（但し、市場競争により商品が当然持つべき品質が高度のレベルに達している成熟商品（注4）を除く）（指定基準 - ） 基準 c.を踏襲しつつより特定化し、「当該 JIS マークに使用者・消費者の安全性・衛生性確保の効果が期待されるもの」（指定基準 - ） 基準 e.を踏襲して、「環境配慮、高齢者・障害者配慮等の社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行上、使用・消費の合理化を図ることが必要なもの」（指定基準 - = ）に限定することが適当ではないか。

（注4）成熟商品とは、製品の基本的機能・特性、構造、材質、製造方法等が相当長期に渡って固定化されていることで、当該製品の市場への浸透度、消費者の認知度が高く、かつ品質レベルの安定化が見込める製品。

(6) 以上のような基本的考え方を踏まえると、品目・種目の指定・指定継続の基準は次表のように整理することができる。

品目（種目）の指定・指定継続の基準

今回の指定・指定継続基準	契約型商品	市場型商品	ベース見直し時の基準
	指定基準 - : 当該 JIS マークに関して、強制法規や公共調達における適合性評価の機能の代替効果が認められるもの	指定基準 かつ指定基準 -	
指定基準 - : 当該 JIS マークに関して、供給者たる中小企業事業者の品質レベルの向上、取引の公正化の効果が認められるもの	指定基準 かつ指定基準 -		b:中小企業性 ← 厳格化
指定基準 - : 当該 JIS マークに、購入者たる中小企業事業者による評価を容易にする効果が期待されるもの	指定基準 かつ指定基準 -		c:購入者の評価を容易化 ← 厳格化
指定基準 - = : 環境配慮、高齢者・障害者配慮等の社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行上、使用・消費の合理化を図ることが必要なもの	指定基準 かつ指定基準 -	指定基準 かつ指定基準 -	e:政策目的 ←
指定基準 - : 当該 JIS マークに、消費者による評価を容易にする機能が期待されるもの（但し、成熟商品は除く）		指定基準 かつ指定基準 -	c:購入者の評価を容易化 ← 厳格化
指定基準 - : 当該 JIS マークに消費者の安全性・衛生性確保の効果が期待されるもの		指定基準 かつ指定基準 -	c:購入者の評価の容易化 ← 特定化
			d:輸入促進 削除

指定基準 :

『商品等の購入に際して規格に適合しているかどうかの判断が行い難いもので、かつ、規格不適合があった場合に使用・消費者又は公共に対して与える影響が大きいもの』

6 . 指定基準毎の品目・種目の具体例及び留意事項

(1) 指定基準 - : 強制法規や公共調達における適合性評価の機能の代替効果が認められるもの。

(具体例)

- ・ レディミクストコンクリート（国土交通省「土木・建築工事共通仕様書」において、JIS マーク製品が要求されている。）

- ・ 鉄筋コンクリート用棒鋼（建築基準法、消防法等の安全基準で JIS マーク製品が要求されている。）
- ・ 水道用硬質ビニル管（水道法の安全基準で JIS マーク製品が要求されている。）

(2) 指定基準 - : 供給者たる中小企業事業者の品質レベルの向上、取引の公正化の効果が認められるもの。

（具体例）

- ・ 溶融亜鉛めっき（アンケート調査の回答企業中約 3/4 が中小企業）
- ・ ガス栓（アンケート調査の回答企業中 9 割以上が中小企業）

(3) 指定基準 - : 購入者たる中小企業事業者による評価を容易にする機能が期待されるもの。

（具体例）

- ・ 溶接用フラックス入りワイヤ（アンケート調査において、認定工場、業界団体が、JIS マークが製品選択の際の評価を容易にすることを、指定存続の第一番目の理由に挙げている。）
- ・ 建築用シーリング材（アンケート調査において、認定工場、業界団体が、JIS マークが製品選択の際の評価を容易にすることを、指定存続の第一番目の理由に挙げている。）

(4) 指定基準 - = : 社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行上、使用・消費の合理化を図ることが必要なもの。

（具体例）

- ・ リサイクル資材（リサイクル製品/環境配慮製品）
- ・ 廃プラスチック建材（リサイクル製品）
- ・ 医療福祉機器（高齢者障害者配慮製品）

(5) 指定基準 - : 消費者による評価を容易にする機能が期待される品目（ただし商品が当然持つべき品質が高度のレベルに達している「成熟商品」は除く。）

（具体例）

- ・ 使いすてカイロ（アンケート調査において、認定工場、業界団体、消費者の三者が、JIS マークが製品選択の際の評価を容易にすることを、指定存続の第一番目の理由に挙げている。）

(6) 指定基準 - : (強制法規で規制されていないが) 使用者・消費者の安全性・衛生性確保の効果が期待されるもの。

（具体例）

- ・ 自動車用タイヤチェーン（道路運送車両法等では規制されていないが、使用者の安全性の確保上、指定の存続が必要。）
- ・ 安全靴（製品安全法等の強制法規では規制されていないが、使用者の安全確保

の観点からは、指定の存続が必要。)

- ・ 遮光保護具（製品安全法等の強制法規では規制されていないが、使用者の安全確保の観点からは、指定の存続が必要。)

第2章 JIS マーク品目及び非指定品目の情報発信機能の充実策等

1. JIS マーク品目の情報発信機能の充実策

- (1) JIS マークの情報提供機能の充実策については、第八次工業標準化長期計画において、「消費者の製品選択を支援するための製品情報の提供を目的として、JIS の「表示」の項の規定内容に、付記することのできる製品の特性を記載する制度である『目的付記 JIS マーク制度』の推進を、さらに、規格内容によっては、特性を付記することのできる基準を設けること」等が提言されているところ。しかしながら、その後具体的に指定された品目は、難燃製品とリサイクル製品に限られている。
- (2) 今後、本制度を一層推進するためには、先ずは、製品規格そのものを制定する必要があるが、現状では、ISO 等の国際規格が制定されていないことが JIS 化が進まない原因の一つになっているものと思われる。(注5)しかしながら、近年 ISO/IEC において、ISO ガイド64「製品規格に環境側面を導入するための指針」、IEC ガイド109「電気・電子製品規格に環境側面を導入するための指針」、ISO/IEC ガイド71「高齢者・障害者を考慮した規格の策定に関するガイド」などの国際ガイドが規格制定の際のガイドとして制定されたことから、今後は、このガイド類の考え方を踏まえて、国際的に整合性の取れた恰好で、JIS 化を進めることが可能になってきた。従って、我が国としては、このような国際ガイドの考え方を踏まえて JIS を制定するとともに、これらの規格に適合した製品には、JIS マークに加えて、「ガイド64又はガイド109に基づく環境配慮製品であること」、「ガイド71に基づく高齢者・障害者配慮製品であること」などの情報を表示すべきことを規格の「表示」の推奨項目として明記することで、JIS マーク制度の情報発信機能を最大限に活用しつつ、社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行に努めることが必要である。

(注5) 欧州委員会では、電気・電子機器の環境影響を最小にする製品設計及び製造の促進を目的とした EEE ニューアプローチ指令を検討中であり、この中で、ライフサイクルを通じた環境影響アセスメントの実施、設計時の諸原則(製品寿命の最適化、リサイクル材料の使用等)等の「基本的要求事項」を定め、かつ、同要求事項への適合事例として CEN/CENELEC に欧州規格(EN)の整備を要求している。

2. 非指定品目の適合性評価及び情報発信機能の充実策

- (1) 環境配慮製品や高齢者・障害者配慮製品等の中で、指定基準『商品等の購入に際して規格に適合しているかどうかの判断が行い難いもので、かつ、規格不適合があった場合に使用・消費者又は公共に対して与える影響が大きいもの』に照らして、品目指定が適切でないものについては、第八次工業標準化長期計画で取りまとめられた、「指定品目以外についても、JIS における適合性に関する表示事項の充実、的確な JIS 適合性表示制度として『自己適合宣言』制度の整備を図ることが適当。」という趣旨の考え方を踏まえて、事業者が自己適合宣言を行う場合にあっては、国際

ガイド等に基づき透明性の高い方法で行うことが必要であることから、ISO/IEC ガイド 22「供給者による適合の宣言に関する一般基準」(注6)を踏まえること、規格の「表示」の項目で、規格適合製品である旨の表示を行う場合には、「当該製品が、ガイド 64に基づき制定された環境配慮規格適合製品であること」、「当該製品が、ガイド 71に基づき制定された高齢者・障害者配慮規格適合製品であること」等の表示を行うことを推奨する規定を盛り込むことを検討する必要がある。

(注6) ガイド 22は、製品、プロセス等が規格等に適合することを、供給者が自ら主張し又は宣言するよう要請された際に使用しなければならない手順を規定することを目的として定められた ISO/IEC ガイド。「一般要求事項」として、供給者は、宣言の対象とした規準文書が規定する製品等の特性について責任を持つこと、宣言は、試験又は評価に基づかなければならないことが、また、「宣言の内容」として、対象とした規格又は規準文書並びに宣言書の署名者を使用者が特定できるような情報を含むこと等を各々規定している。なお、現在、同ガイドの改訂版として ISO/IEC17050/17051 が検討されているところ。

(2) また、このような製品にあって、使用者・消費者が、供給者による「自己適合宣言」ではなく、第三者機関による適合性評価を必要とする場合も想定されるところ。従って、このような場合には、工業標準化法に基づく「試験所認定制度」である JNLA(Japan National Laboratory Accreditation)制度の対象とすることで、認定試験所が発行する試験成績証明書により、当該製品の規格該当性の供給者による自己宣言又は使用者・消費者による確認を支援できるようにすること(注7)及び市場において認証活動を行っている民間認証機関が、国際ガイドに整合的な認証サービス(具体的には、ISO/IEC ガイド 61に整合的な認定機関から、ISO/IEC ガイド 65を満たすとして認定を受けた製品認証機関が、供給者からの要請を受けて、非指定商品 JIS への適合性評価を行うこと)を、適時、適切に提供できるように、国としても、側面支援を行うことが、それぞれ望まれる。

(注7) 供給者が ISO9001 の認証取得企業の場合には、JNLA 認定試験所の試験成績証明書と、ISO9001 による品質保証とを組み合わせ、より効果的に、当該製品の規格適合性を主張することが可能になる。

3. 消費者政策特別委員会からの提言への対応

(1) 消費者政策特別委員会が取りまとめた「標準化行政における消費者政策のあり方に関する提言」(平成 13 年 8 月)では、「適合性評価制度における課題」として、「JIS マーク商品に対して、消費者はこれまでの品質・性能だけでなく、地球環境保全や健康・安全志向、使いやすさ(ユーザビリティ重視)、リサイクル材料の使用、高齢者・障害者配慮などの、新たな消費者ニーズに適合していることを求めている。」との認識を示した上で、具体的に以下の点を提言している。

表示の一手段である「目的付記 JIS マーク」について、環境、高齢者などに配慮した標準化の進展に併せて、JIS 工場が JIS の品質・性能等の満たす製品を安定的・継続的に供給できることを示すことに加え、これら社会的ニーズに対応した目的付記 JIS マークの普及・促進を図ること。

JIS マークの表示方法については、製品・包装だけではなく、カタログ、ホームページ上などに表記できることや、製品によっては適切な方法で視覚障害者に対して周知する方法も検討すること。

- (2) これらの提言のうち、 については、上記 7 . の通り、関連の規格制定を進めるとともに、目的付記 JIS マークの積極的な普及・促進を図ることで対応する。他方、 については、以下の措置を講じる方向で検討することとする。

JIS マークが認定を受けた製品以外も対象としているかの如き誤認混同を与えないことを前提に、製品・包装だけではなく、カタログ、ホームページ上などに表記できることを、JIS マーク制度を紹介する書籍に明記するなど様々な機会を捉えて PRするとともに、

JIS マーク表示に係る大臣告示において、視覚障害者向が認識し易い凸表示等による表示方法を、推奨方法として定めた上で、当該製品の使用者に視覚障害者が想定される商品にあっては、その表示を、通常の JIS マークと併記することを促すこととする。

第3章 JIS マーク表示認定に係る審査等の合理化について

1. 現状及び必要性

JIS マーク制度は、品目（種目）毎に当該製品を製造する工場を対象として認定する制度であり、認定に当たっては製品等の JIS への適合性と継続的・安定的に生産するための品質管理体制について要求している。具体的な審査基準は「工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令」（以下「審査基準省令」という。）の第1条基準及び第2条基準に規定されており、申請者は第1条又は第2条のいずれかの基準を選択し審査を受けることとなる。

第1条基準では品質保持に必要な技術的生産条件を各品目（種目）毎に具体的に規定した個別審査事項への適合性を要求し、又、第2条基準では品質管理体制として JIS Q 9001（ISO 9001 - 2000年版）又は JIS Z 9902（ISO 9002 - 1994年版）に適合することを要求している。

今後、JIS マーク制度が規制緩和の流れに対応しつつ、国際取引の円滑化等に資する制度として運用されていくために、個別審査事項の性能規定化や審査における ISO 9000 s 審査登録制度の結果を活用する方策を検討し、効率的かつ信頼性の高い制度としていくことが必要である。

2. 合理化のための方策

（1）個別審査事項の性能規定化

現行の個別審査事項は、各品目（種目）毎に製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理等について、その方法等を具体的に規定したものであるが、今後は技術革新の進展状況、企業の品質管理能力、製品・設備の特性等にあわせた柔軟かつ適切な基準とするため、可能な範囲で性能規定化を図る。

なお、個別審査事項の性能規定化にあわせて、必要に応じ、それに適合する仕様等の例として活用できるための解釈基準等の整備を行う。

（2）ISO 9000 s 審査登録制度の結果活用による重複審査の排除

ISO 9000 s 品質システム審査登録制度は、民間の審査登録制度として、国際的に広く運用されている。我が国でも、現在、約23千件の事業所が登録を受け、社会的にも広く認知されてきており、例えば、この審査登録結果は高圧ガス保安法など強制法規での活用も始まっているところである。

JIS マーク制度での ISO 9000 s 審査結果の活用については、一部運用ベースで指定（承認）認定機関が ISO 9000 s 審査登録機関としての審査を同時に行った場合のみ、当該部分の審査結果を JIS マーク表示認定審査に活用することを認めているが、今後は ISO/IEC ガイド 61（「認証機関及び審査登録機関の認定審査並びに認定機関に対する一般要求事項」）に適合しており、更に I A F（国際認定機関フォーラム）相互

承認グループ等国際的な相互承認にも参加している認定機関から認定を受けた審査登録機関による審査結果を活用できる制度とすることが望ましい。

即ち、JIS マーク表示認定にあたっては、国又は国が指定（承認）する機関が審査基準省令への適合性については審査するが、審査基準省令第2条基準による JIS マーク表示認定申請があり、審査登録機関が発行した ISO 9000 s に適合する旨の書面が添付された場合には、同省令第2条第1号（JISQ 9001 又は JISZ 9902 への適合性）の審査は、原則として、書面審査とし現地審査は省略できる制度とする。これによって JIS 申請書作成の簡素化、審査時間の短縮等が図られる。

おわりに

本報告書では、JIS マーク品目・種目の指定・取消しの基準、情報発信機能の充実策等、JIS マーク審査等の合理化、について取りまとめた。今後、本報告書を基に、所要の手続きを経て、JIS マーク制度の実施面の改善、品目指定の見直しなどが迅速に行われることが期待される。

国から公益法人が委託等を受けて行っている検査・検定等の事務・事業については、平成14年3月29日の閣議決定で、官民の役割分担及び規制緩和の観点から、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することが基本原則とされたところ。この一環で、JIS マーク制度についても、閣議決定された実施計画の中で、品目の削減などとあわせ、「登録機関による実施への移行」(注)が明記された。今後、日本工業標準調査会としても、これらを踏まえ、JIS 法上の適合性評価制度の在り方について総合的に検討することが必要である。

(注) 法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施。